

番号：180576

国名：コンゴ民主共和国

担当：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年2月上旬から2019年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.47M/M、合計 0.87M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	14日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月9日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>）をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 1 月 25 日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	各種評価調査（保健分野）
対象国／類似地域	コンゴ民主共和国／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができればなお可）

5. 条件等

必要予防接種：黄熱。入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」という。）では、1960年独立以来の国内・国際紛争の影響により貧困率が高く、人間開発指数も187カ国中176位となっている（国連開発計画2018年）。保健指標については、1990年から2015年にかけて5歳未満児死亡率（出生千対）は176から98（世界保健機関（以下、「WHO」という。））及び妊産婦死亡率（出生10万対）は1,000から693（WHO）へと改善したものの、ともにミレニアム開発目標（MDGs）は達成されず、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール3のもと、2030年までに更なる改善が目指されている状況である。

コンゴ民では、死因の39.3%を下痢・呼吸器感染・マラリアなどの感染性疾患が占める（WHO 2012年）ほか、2016年6月には黄熱、2018年8月には10度目となるエボラウイルス病のアウトブレイクが報告されており、感染症対策能力の更なる強化が求められている。現時点では、感染症検査のリファラル検査室である国立生物医学研究所（以下、「INRB」という。）がコンゴ民で機能している唯一の公衆衛生検査室であり、ほとんどの感染症診断を担っている。より効果的かつ迅速に検体がINRBに搬送され、検査・診断されるためには、保健区やコミュニティなどの保健システムの末端レベルにおいて、主要感染症例が漏れなく検知・報告されること、および、その報告内容が適切に分析され、結果および対応が末端レベルまで連絡されること、また、その結果に基づく州・保健区・末端施設・コミュニティの対応能力（対応の評価含む）が強化されることが必要である。さらに、コンゴ民全土の主要感染症の検査・診断をINRBが実施するのは必ずしも効率的とは言えず、中期的には、主要地域で優先度の高い感染症の診断能力を強化すること、検査室ネットワークを整備することが必要である。

2016年6月の都市型黄熱の流行、2018年6月エボラウイルス病流行に際し、日本はコンゴ民政府からの要請を受け、国際緊急援助隊感染症対策チームを派遣した。さらに、2017年5月には無償資金協力「国立生物医学研究所拡充計画」の贈与契約が締結され、バイオセーフティレベル3（BSL-3）の検査室を含む施設・機材整備がなされることとなっている（2019年10月完工予定）。

本案件の詳細計画策定調査は2017年10月に行われ、計画の枠組みや実施体制を先方政府と協議し、合意したが、諸事情で案件開始が1年遅延したこと、また、その後エボラウイルス病流行が2回発生し、新たな課題やニーズが浮かび上がったため、改めて調査をするものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、計画枠組み及び実施体制等を再整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）署名・交換を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、前回の調査以降の状況の変化を整理し、必要なデータ・情報収集、分析を行い、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づくプロジェクトデザインの再設計に協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019 年 2 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書、保健セクター基礎情報収集・確認調査報告書等の資料・情報を収集・分析し、コンゴ民の開発計画における本プロジェクトの位置づけや、協力対象分野における政策・制度の現状、課題に関する開発動向を把握する）。
- ② 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③ カウンターパート機関や関係機関に対する質問票（英文）（案）を作成する。JICA はこれを最終化の上で仏語に翻訳し、コンゴ民の関係機関に送付する。
- ④ JICA がおこなう PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に担当分野より協力する。
- ⑤ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ 事前調査団打ち合わせ、対処方針会議等に出席する。

（2）現地派遣期間（2019 年 2 月上旬～2 月中旬）

- ① JICA コンゴ民主共和国事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② コンサルタントが担当する分野に関する本調査の趣旨・実施方法について、コンゴ民側に説明を行うとともに、質問票を回収する業。回収した質問票の英語への翻訳は JICA がおこなう。
- ③ 以下の情報・資料を収集、分析し、必要に応じて関係者にインタビューを行い、現状を把握することで、プロジェクトの協力範囲、実現可能性、プロジェクトにおけるカウンターパートの役割やコストシェアの検討において JICA 団員に協力する。
 - a) コンゴ民の開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - b) 協力対象分野における USAID、KOICA 等の他ドナー・機関の援助動向
- ④ 調査団及びコンゴ民側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、R/D（案）（和文・英文）及び協議議事録（M/M）（和文・英文）の作成に協力する。仏文の作成作業は不要。
- ⑤ 評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA コンゴ民主共和国事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間（2019 年 2 月下旬～3 月上旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打ち合わせに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。電子データをもって提出することとする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告（和文）
- (2) 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- (3) 面談記録
- (4) 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積の計上が必要）。航空経路は、東京（羽田・成田）発着、パリ経由、または、アディスアベバ経由、シンガポール・ヨハネスブルグ経由、香港・ヨハネスブルグ経由、イスタンブール経由、キンシャサ発着を標準とします。

アディスアベバ直行便がない場合、シンガポール・アディスアベバ、ソウル・アディスアベバ、バンコク・アディスアベバ、香港・アディスアベバは直行と同等とみなします。また、イスタンブール経由を利用する場合は最新の安全対策措置を確認してください。

(2) 緊急医療センター（CPU）登録料の取扱い

本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「緊急医療センター（Centre Prive d' Urgence: CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

コンサルタント等契約にてコンゴ民主共和国に渡航する業務従事者の緊急医療センター（CPU）登録料の取扱いについて」
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20150828.html> を参照願います。

(3) 戦争特約保険料

なし

(4) 一般管理費等の上限加算

コンゴ民に関する業務については、その劣悪な治安状況を鑑み、一般管理費率の基準（上限）を10%加算します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2019年2月10日～2019年2月23日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に約1週間先行して現地調査を開始していただく見込みです。なお、現地治安情勢、関係者の都合によっては、調査時期が変更になる可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 技術参与 (外部機関) 1名~3名
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAコンゴ民主共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
あり (英仏通訳を現地備上する予定です)
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第一グループ保健第二チーム (電話03-5226-8359) にて配布します。
 - ・ 要請書
 - ・ 暫定版事業事前評価表 (含PDM、PO)また、以下の資料はJICA図書館に格納されています。
 - ・ コンゴ民主共和国保健セクター情報収集・確認調査報告書 (2017年5月)
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12289484.pdf
 - ・ 国立生物医学研究所拡充計画準備調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/907/907/907_532_12284428.html
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - (ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - (イ) 提供依頼メール:
 - ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、当該国の在外公館及び機構在外事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、機構在外事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について機構在外事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

③ 仏語資格

仏語が出来ればなお望ましいので、仏語資格証書等があれば写しを添付すること。

④ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

⑤ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上